福島市告示第１５６号

児童福祉法（平成２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５の規定に基づき、児童福祉法第２１条の５の３第１項の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和７年５月１２日

福島市長　木　幡　　浩

No.	事業者　名称 事業者　住所	事業所　名称 事業所　住所	指定年月日 有効期限	事業の種類	対象者	事業所番号
1	一般社団法人ｆｌｏｗｅｒ 福島市渡利字中角１１番地の５	児童発達支援Ｂｅｇｉｎ 放課後等デイサービスＲｅｓｏｎａｔｅ 福島市渡利字中角１１番地の５	令和7年5月1日 令和13年4月30日	児童発達支援 放課後等デイサービス	障害児 ※強度行動障害を有する障害児を含む	0750100638